

豊能秘第639号
令和5年2月28日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏和 様
同 北大阪地域協議会
議長 橋本 啓 様
同 豊能地区協議会
議長 荒木 紀久 様

豊能町長 塩 川 恒 敏



2023(令和5)年度政策・制度予算に対する要請について

令和5年1月12日付け標記要請につきまして、下記のとおり回答いたします。

〔(★) 重点項目〕

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1) 就労支援施策の強化について

<継続>

① 地域就労支援事業の強化について

大阪府内の関係機関と連携する「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労への支援ニーズに則した事業が展開されるよう、大阪府との連携を強化すること。

(回答)

府による「地域労働ネットワーク」の活動活性化を注視しつつ、大阪府をはじめ労働関係機関との連携を図り、地域における雇用労働施策に取り組んでまいります。

<継続>

② 障がい者雇用の支援強化について

大阪府内民間企業等の障がい者雇用率は、全国と比較しても低位で推移する状況が続いている。大阪府内企業の法定雇用率達成に向けた施策として、「雇用ゼロ企業」が障がい者雇用に踏み出せない個々の要因を把握したうえで、障がい者雇用にかかるノウハウの共有化を図り、準備段階から採用後の定着支援までの一貫した総合的な支援を強化すること。

(回答)

障害者を雇用する職種が少ない状況ですが、法定雇用率の遵守に努めるとともに、関係機関と連携し、障害者差別解消法等に基づく合理的配慮や相談体制の充実に努めます。中小企業に対する支援については、商工会と連携して取り組んでまいります。

<補強>

(2) 男女共同参画社会の実現に向けて

①「おおさか男女共同参画プラン」の周知・広報について

「おおさか男女共同参画プラン」(2021-2025)に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、町庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。

また、町民にもSDGsの目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、本プランの趣旨が広く理解されるよう、大阪府と連携し情報発信を行うこと。

(回答)

男女共同参画社会の実現に向けて、本プランをアピールするために、町ホームページなどでの情報発信を行うとともに、令和5年度に取り組む町の男女共同参画プランの見直しなどを通じて、一層の住民の理解促進に努めてまいります。

<新規>

②女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍をさらに推進するため、女性活躍推進法の省令改正により、把握・公表が求められるようになった「男女の賃金の差異」なども含め、女性活躍推進法の周知を積極的に行うこと。また、町の特定制業主行動計画に則った女性参画を進めること。

2022年4月から段階的に改正される育児・介護休業法についても、その趣旨・内容を広く周知すること。また、職場での男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信などの啓発活動を行い、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組むこと。

(回答)

令和3年4月策定の第2次豊能町職員のすくすく生きいき子育て行動計画(豊能町特定制業主行動計画)に基づき、子どもたちの父親、母親という立場にある職員が仕事と子育ての両立を図ることができるような環境を整えること、また、職員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)と女性の職業生活における活躍を推進していきます。

また、誰もが育児休業を取得できる職場環境を整備するため、取り組み事例の情報発信などの啓発活動を行うよう努めます。

<継続>

(3) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

労働施策総合推進法が改正され、2022年4月より中小企業においても職場でのパワーハラスメント対策が義務化された。特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメントに関する相談対応体制を充実・強化すること。

(回答)

労働法制については、労働者、企業、経済団体に十分な周知・徹底を図るとともに、商工会等、関係機関と連携して支援体制の充実・強化に努めてまいります。

<補強>

(4) 治療と仕事の両立に向けて

厚生労働省がガイドラインを示しているように「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。

(回答)

関係機関と連携し、支援に関する施策の情報提供に努めてまいります。

<新規>

(5)「協同労働の協同組合」の育成・支援について

2022年10月施行の労働者協同組合法について、その目的である「多様な就労機会の開発」、「多様な地域ニーズに即した仕事づくり」、「持続可能で活力ある地域社会の実現」を町の具体的な施策に落とし込んで推進すること。

(回答)

近隣市町村の動向等の情報を収集しながら、町としてどのように取り組んでいけるか検討します。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①「中小企業振興基本条例」の制定促進について

中小企業振興基本条例が未制定の府内市町村は条例制定に向けた審議会や振興会議などの設置など、条例制定に向けた環境整備に取り組むこと。

条例制定済み市（制定順14市）：2022年6月24日現在）

八尾市、吹田市、枚方市、大東市、大阪市、岸和田市、貝塚市、泉南市、寝屋川市、東大阪市、交野市、泉佐野市、和泉市、四條畷市

(回答)

中小企業振興基本条例の制定促進については、町商工会と連携し、検討してまいります。

<継続>

②事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

帝国データバンク大阪支社の2021年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で起こる自然災害や感染症の拡大により、大阪府内企業での早急なBCP策定が望まれる。引き続き、近畿経済産業局と大阪府が連携する「BCP策定大阪府スタイル」の取り組みと連動し、特に中小企業に対し、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。

(回答)

「BCP策定大阪府スタイル」の取り組みと連動し、町内企業に対し、策定率の向上に向けた啓発に取り組んでまいります。

<継続>

(2) 公契約条例の制定について

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民福祉の増進に寄与する公契約条例の制定を推進すること。併せて、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。【総合評価入札制度導入済20市】

大阪市、泉大津市、豊中市、河内長野市、東大阪市、茨木市、岸和田市、堺市、枚方市、富田林市、高槻市、箕面市、高石市、柏原市、阪南市、池田市、寝屋川市、泉佐野市、吹田市、八尾市

(回答)

本町では総合評価入札制度及び公契約条例については、検査評定制の拡充や技術力評価等の専門的知識を有する職員の育成等の課題があり導入できていませんが、今後も住民福祉及び適正な労働条件の確保等に配慮しながら、公正な契約・入札制度改善に取り組んでまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を大阪府と連携して整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、町が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。

(回答)

地域包括ケアシステムの実現には、介護サービスの利用者が必要なサービスを選択することができるよう、様々な在宅や施設サービスを計画的に整備していく必要があると考えています。今後も引き続き、営利・非営利を問わない多様な事業主体をはじめ、地域に根ざした住民参加型組織など、サービス事業者の参入促進に努めていきます。

<新規>

(2) 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

コロナ禍による困窮や生活困難が深刻さを増す中、生活困窮者自立支援制度が本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備を行うとともに、住民への周知・啓発を徹底すること。

(回答)

引き続き大阪府池田子ども家庭センターと連携し、生活困窮状態からの早期脱却に向けた相談支援員による継続的支援を行います。

また、大阪府池田子ども家庭センターが実施する「豊能町生活困窮者自立支援調整会議」に参画し、生活困窮者の早期発見や適切な支援につなぐことができるよう、関係機関とのネットワークを強化します。

<継続>

(3) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

町民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定すること。また、AYA 世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を町民により広く周知すること。

(回答)

健康寿命の延伸をめざした健康づくり事業や、大阪府などの関係機関と連携した生活習

慣病の予防や意識向上につながる取り組みを強化していきます。

また、健診の受診率向上と早期発見のため、健診機会の確保に努めるほか、事業者健診等他法令に基づくデータについても収集に努め、同時に、大阪版健康マイレージ事業との連携を検討し、関心を持ってもらえるよう広報や周知方法について、さまざまな機会を捉え充実に努めていきます。

(4) 医療提供体制の整備に向けて (★)

<継続>

①医療人材の確保について

潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

(回答)

公立の総合病院は開設しておりませんが、国民健康保険診療所があり、そこで働く者の働きやすい環境づくりに努めています。

<継続>

②医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、効果的な施策を実施すること。また、医療分野での地域間格差解消に向け、地域の医療ニーズや二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については共同利用に関する意向書の提出状況の検証を行い、医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

(回答)

医師不足や医師の偏在は、医療サービスの水準を確保することが困難な状況になり、特に、産科・小児科医の不足は、地域で子どもを安心して産み育てる上で大きな課題となります。

(5) 介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

<継続>

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策を拡大すること。また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて、事業主に対する啓発を強化すること。

(回答)

介護職員等の処遇改善・人材確保については、本町においても課題の一つととらえ、ホームヘルパーをはじめ高齢者保健福祉及び介護保険に関わるすべての職種・人材の資質向上に努めるほか、ボランティアやNPOなど多様な事業主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援してまいります。

また、事業所に対する情報提供や介護職員処遇改善加算等の取得に関する支援に合わせ、職員の意欲の向上につながるキャリアアップの仕組みづくりや介護・福祉職に対するイメージアップを図るための取り組みについても、大阪府等と連携しながら進めてまいります。

介護事業者に係るハラスメントの実態や対処方法などについて、大阪府等が開催する研修会の情報等を積極的に介護事業者に周知するよう努めます。

<補強>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが、地域のニーズに則して実効性ある機能が発揮できるよう取り組むこと。

また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報を強化すること。

(回答)

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを推進する中核的な機関であることから、その機能を十分に発揮することができるようセンターの体制強化に努めていきます。

また、介護サービスを必要とする家族（ヤングケアラーも含む）に対する相談・支援体制を図る観点から、センターでの相談機能体制の充実を図ります。

(6) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

大阪府と連携して、計画的に保育園の増設など整備すること。また、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実を図ること。整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携や広域的な受け入れ調整などを行うこと。さらには、障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること。

(回答)

現在、本町におきましては待機児童はおりませんが、年度途中で入所園を待っていただくこともあります。小規模保育事業等の地域型保育事業施設は、現在、町内にありません。施設の申請があった時点で基準等十分に協議してまいります。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。具体的には、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた大阪府と連携して助成金の創設や、「保育士宿舍借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施に早急に取り組むこと。

(回答)

労働条件と職場環境の改善については、人事担当部局や労働組合と協議しながら改善に努めています。

保育士の確保へ向けて大阪府と連携して助成金の活用に努めます。

また、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施については、検討課題と認識しております。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減となるよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

(回答)

現段階では、本町単独実施は、財政上極めて困難です。今後も可能な限りの努力をしてまいります。

<補強>

④子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき町として実効ある対策と効果の検証を行うこと。あわせて、困窮家庭における相談窓口を一本化することで、必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間での相談体制を充実させること。

(回答)

今後も庁内関係部署及び関係機関と連携しながら取り組みます。

<継続>

⑤子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加傾向にある。そこで、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

(回答)

例年、11月のオレンジリボンキャンペーン等、今後も庁内関係部署及び関係機関と連携しながら総合的に取り組みます。

<新規>

⑥ヤングケアラーへの対策について

「府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果」を踏まえ、実態件数の把握と迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。加えてヤングケアラーは、子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」認識していない場合が多いことから、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを

構築するとともに、相談体制を強化すること。また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

(回答)

ヤングケアラーについては、家庭の事情など様々な要因から本来大人が担うべき役割を子どもたちが担わざるをえない状況により、教育の機会などを奪われることのないよう、本町においても子育て世代包括支援センターや教育委員会とも連携して早期発見に努め、相談体制の充実にも取り組んでまいります。

<継続>

(7) 自殺念慮者に対する相談体制の強化について

相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらには SNS による相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。あわせて、相談員のメンタルヘルス対策も充分に行うこと。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、大阪府や、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

(回答)

令和2年4月に開設した福祉の総合的な相談窓口である福祉相談支援室のさらなる周知を図り、悩みを抱えた時に相談できる窓口として相談活動を展開しています。

また、ゲートキーパー養成研修などを実施することにより、法律相談や行政相談、消費生活相談、経営相談、障害者雇用相談、人権相談、教育相談、介護相談等、各種相談に訪れる人の中から自殺リスクを抱えている人を早期に発見し適切な支援につなぐことができる体制づくりに努めます。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上について (★)

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、課題解決をはかるとともに、子どもの貧困、虐待、自死に関する対策を進める意味からも、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の早期配置、もしくは拡充を行うこと。また、SC 及び SSW の十分な人材確保へ向けた養成・育成について取り組むこと。

(回答)

教員の長時間労働の是正につきましては、校務支援システムの導入、部活動の休養日や夏休み中の学校閉庁日の設定、留守番電話の導入など、教員の負担軽減に取り組んでおり、在校等時間の上限の遵守に努めます。

なお、本町においては、スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を全学校に配置しています。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創

設を検討するなど、新たに町独自の返済支援制度を検討すること。加えて、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

(回答)

日本学生支援機構奨学金の給付型奨学金制度が拡充されるよう、大阪府と連携し国に対し要望してまいります。町単独事業としての奨学金返済支援制度の創設につきましては、本町の厳しい財政状況下では困難です。

<継続>

(3) 労働教育のカリキュラム化について(★)

ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定すること。

(回答)

将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められており、この視点に立って日々の教育活動を展開していく「キャリア教育」の実践を行っています。小学校では地域の職場見学等を行い、中学校では職場体験を実施し、それぞれの職についている方をゲストティーチャーとして招き、その仕事内容や働くことの意義などを学んでいます。

<新規>

(4) 消費者教育の推進について

成年年齢が引き下げられたことにより、知識や経験不足に乗じた悪徳商法などによる若年層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。とくに高校生や大学生への消費者教育は急務となっていることから、教育現場への啓発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費者教育を学ぶことができる教材を作成するなどの対策を講ずること。

(回答)

本町には高等学校や大学はなく保育所・幼稚園・こども園と小・中学校がありますが、消費者教育については学習指導要領に記載されていることから、該当学年で学習機会を設けています。

(5) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<補強>

①差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。そこで、あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、人権意識の向上へ向けた周知を大阪府と連携し行うこと。また近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、2022年4月施行の「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の趣旨をふまえ、実効性ある施策を推進すること。

(回答)

条例の趣旨をふまえ、住民への啓発活動やその他対応を検討してまいります。

<継続>

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。そこで、「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であることから、理解を深めるために、府・町一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。

(回答)

多様な価値観を認め合うために、豊能町の各種団体で構成されている豊能町人権まちづくり協会等とも連携し、啓発活動等に取り組んでまいります。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題である。部落差別解消法について、町民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

(回答)

豊能町の各種団体で構成されている豊能町人権まちづくり協会等と協力し、さらなる啓発活動等に努めてまいります。

<継続>

(6) 財政状況の点検と適正な財政支出について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、市町村は様々な対策を講じ続ける必要がある。しかし、町によっては財政が圧迫され、十分な対策を行うことができないこともありうるため、町における財政状況をつぶさに点検し必要な支援を行うとともに、大阪府に対して、必要な財政支援を強力に求めること。

(回答)

本町では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した感染症対策や感染拡大防止、経済対策などの施策を行っております。令和3年度の実質収支は黒字となり、経常収支比率も改善しておりますが、財政調整基金の取崩しを行い、依然として財源の半分以上を地方交付税や各種交付金などの依存財源に頼っている状況であります。

今後も新型コロナウイルス感染症対策に伴う財政への影響が予想されるため、財政支援が受けられるよう要望してまいります。

<継続>

(7) 行政におけるデジタル化の推進について

行政によるデジタル化を推進し、オンライン申請などの利便性を高めることで、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組み、デジタルセーフティネットの構築をめざすこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

(回答)

行政におけるデジタル化については、住民の利便性向上や業務の効率化のために積極的に取り組んでまいります。また併せてデジタルデバйд対策も実施することで、情報格差

が生まれないよう対処してまいります。

＜新規＞

(8) マイナンバー制度の定着と活用について

公正・公平な社会基盤としてのマイナンバー制度の定着と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関し、適切な取扱い行っていくこと。あわせて、税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。また、マイナンバーカードの普及促進をはかるため、プライバシー保護のための安全性の周知と個人情報管理体制の強化を行うこと。

(回答)

本町では、マイナンバーカードの休日受け取りを実施するなど、これまで普及促進に取り組んでまいりました。引き続き、個人情報保護体制を強化しながら取り組んでまいります。

＜継続＞

(9) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

(回答)

頻繁に人の往来がある施設における共通投票所設置について、町内のショッピングセンター内の設置を検討しましたが、施設の構造上の問題などにより設置は難しいとの結論に至りました。今後も設置に向け検討していきたいと考えています。投票方法や仕組みの変更については、国による制度改正が必要となるため、今後の審議内容等を注視していきます。

＜新規＞

(10) SDGsの推進について

大阪府においては「大阪SDGs行動憲章」が制定されているが、自治体においても、多くの町民の参加にむけた働きかけを強めること。

(回答)

「誰一人取り残されることのない」社会の実現をめざすとともに、これまで以上に幅広く行政・関係機関・NPOなどと積極的な連携を図るなど、達成に向けた取り組みを検討してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

＜継続＞

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策を継続的に実施するとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、町民に対し「食べ残しゼロ」を目的にし

た「3010 運動」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。

(回答)

食品廃棄物（食品ロス）の削減については「第2次豊能町ごみ処理基本計画」において減量と資源化目標を達成するための施策の一つに「適量購入の促進（食品ロスの削減）」として掲げています。「適量購入の促進を図ることにより、食品ロスの削減につなげよう」ということで、住民に食料品などの適量購入を呼びかけて、賞味期限切れで捨てられる食料品などの発生を抑制していきたいと考えています。

食品廃棄物削減啓発活動は、町ホームページ等で「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」や「3010 運動」などの施策も周知してまいります。

今後、北摂地域の自治体（7市3町）及び事業者で食品ロス対策に取り組む予定です。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。また、「フードバンクガイドライン」の策定によって支援のあり方が効果的になっているか検証を行うとともに、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

(回答)

豊能町社会福祉協議会が実施するフードドライブに協力し、役場内に食品回収場所を設置するなど、社会福祉協議会と連携し、食支援を行います。

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、町独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(回答)

消費者庁や大阪府消費生活センター等関係機関との情報共有を図りながら、引き続き、消費者に倫理的な行動を促すための消費者教育や啓発に取り組んでまいります。

<継続>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。この間、SNS やアプリなど、幅広い

広報媒体を活用して周知をはかっているが、高齢者については、そうした媒体の利用については低いと思われるので、従来型のチラシ・ポスターでの周知の充実もはかること。

(回答)

特殊詐欺事案やその対策などの防犯情報については、警察署等からの情報入手後に登録制メールでの注意喚起や、情報量等を踏まえ町広報紙や町ホームページ等への掲載などを行い、住民への周知に努めます。

<継続>

(5) 「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、政府の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した 2030 年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、町民・事業者への周知を行うこと。また、実行計画の進捗状況、支援内容についても明らかにすること。

(回答)

近年、これまでに経験したことのない集中豪雨や猛暑などにより自然災害が頻発するなど、気候変動は深刻な状況となっており、今後は、温暖化対策の段階を引き上げていくことを検討してまいります。

また、同時に、その対策は、環境保全と経済成長の好循環をもたらすものでなくてはならないと考えることから、住民や事業者等との連携の方法についても併せて検討してまいります。

<継続>

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図ること。

(回答)

地域新電力会社「(株) 能勢・豊能まちづくり」と連携し、地域内での再生可能エネルギー開発を進めるとともに、公共施設への再生可能エネルギーの積極的導入をはじめとする再生可能エネルギーの利用促進と地産地消を推進してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

(回答)

駅のエレベーターやエスカレーターの維持管理・更新費用に対する財政支援措置については、必要に応じて国・大阪府への働きかけを行ってまいります。

<継続>

(2) 安全対策の向上に向けて

高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、大阪府や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

(回答)

鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置費用に対しての助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長などについては、必要に応じて国・大阪府への働きかけを行ってまいります。また、交通弱者を含めた利用者の安全確保に向けて、交通事業者を含めた関係機関との連携・協力のあり方について検討してまいります。

<新規>

(3) 交通マナーの向上について

コロナの感染拡大の影響により、宅配業者も増加している。それにより自転車を巻き込む事故も増加している。原因はさまざまではあるが、ひとつに自転車運転者マナーの問題も指摘されている。事故防止のための自転車専用レーンの整備や、自転車運転者への法令遵守やマナー向上への周知・徹底を図ること。

(回答)

自転車運転者への法令遵守やマナー向上等について、関係機関と連携・協力し周知できるよう努めてまいります。

<継続>

(4) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通園中の園児や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険力所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険力所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所も散見されることから、必要なメンテナンスも行う事。引き続き対策必要箇所の把握・設置が進むよう、大阪府と連携し、指導・支援を行うこと。また、運転手にも広く周知するため、免許更新の際に注意を呼び掛けるなど、キャンペーン等を実施すること。

先行的に東大阪市・堺市・枚方市・箕面市での設定がされているが4市に留まっている。

*自治体HPでの設置状況把握：東大阪（19所）、堺（不明）枚方（不明）、箕面（不明）

(回答)

本町では、今後も通学路等における歩道等の歩行空間の整備や交通安全教育活動等の推

進を図ります。

具体的には、通学路等における歩道等の歩行空間の整備として、学校や地元自治会などからの要望を受け、本町、所轄警察署など関係機関が合同で現地確認を行った上で、対策内容を検討し、交通安全施設の設置等を順次実施することにより、安全な歩行空間の確保に努めています。

また、就学前教育・保育施設が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、関係機関と連携をはかりながら、まずはキッズゾーンの必要性について調査を行い、各施設からの回答を踏まえたうえで関係機関と協議を重ね、設定を検討、促進に努めてまいります。

さらに、キッズゾーン設定の目的は、自動車の運転手等に対する注意喚起や意識啓発を行うものであることから、今後も関係機関と協力して啓発活動を行うなど、交通安全に努めてまいります。

<継続>

(5) 防災・減災対策の充実・徹底について(★)

町が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、町民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。災害時における避難所についての環境整備についてもはかること。また「おおさか防災ネット」の運用状況(登録)について推移を示すこと。

加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールの町ホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

また「避難所の感染対策・訓練」だけでなく、災害時に町民が避難を躊躇しないようコロナ禍での避難対応のマニュアル・指針を広く府民へ示すこと。地域における防災の担い手となる、防災の資格である「防災士」の取得を促すための広報や、養成研修実施機関として登録すること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかるとともに、資格取得助成を行うこと。

* 養成研修実施機関(関西では滋賀・奈良・和歌山・兵庫。府内では箕面市のみ)

* 資格取得助成(府内では堺市堺区、松原市のみ)

(回答)

住民の防災意識の向上を図るため、これまで防災情報の町ホームページや広報紙への掲載のほか、防災マップの全戸配布、防災出前講座の実施、地区防災訓練の支援などを実施しています。防災情報の伝達手段としては、防災行政無線、町ホームページ、登録制メール、おおさか防災ネット等を通じ周知を図っています。

また、自治会、自主防災組織とともに感染症対策に対応した避難所開設運営訓練を継続的に実施し、町の避難所運営マニュアルを随時更新していきます。

さらに、避難行動要支援者の名簿を活用した適切な避難行動に繋がるよう更なる体制整

備を進めてまいります。地域防災計画について、コロナ禍の対応を含めたものに今後改訂していきます。

<継続>

(6) 地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

(回答)

災害時における人員体制については、部署ごとに対応業務を決めていますが、人員が不足する場合などには、臨機応変に全庁的に対応できるよう努めるとともに、近隣自治体とは、災害時相互応援協定に基づき連携を図っていきます。また、町内の企業・住民への啓発も関係機関と連携し様々な啓発に努めてまいります。

(7) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

<継続>

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

(回答)

頻発する集中豪雨による被害など、近年想定以上の災害が発生しているが、平時から危険箇所などの点検をより一層努めてまいります。

また、土砂災害防止策として、土砂災害警戒危険区域を反映した防災マップを作成・周知し、危険箇所の情報提供、住民の危機意識の高揚に努めています。また、地域防災力の向上を目指して、各地区にて自主防災組織の組織化の推進、組織化した防災組織を対象に資器材の助成、地区防災訓練の支援、防災出前講座等を実施しています。

<継続>

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、町民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時には町民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

(回答)

災害発生が予測されるような時には、安全確保の観点から事業活動の休止等については、その都度、町ホームページや登録制メール等で周知しています。

また、平時の周知に加え、災害発生時の避難所開設の際、避難所でのコロナ対策の状況を周知するとともに、避難者自身が必要な対策を実施のうえ避難するよう周知に努めます。

<継続>

(8) 激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び地方自治体が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

大規模災害時に踏切が閉じたままになったことで救急・消防の対応が遅れないよう、改正踏切道改良促進法の施行にあわせた実行性のある対応を進めること。

(回答)

自然災害における鉄道被災は、一義的には事業者の責任により復旧すべきものだと考えています。しかしながら、本町の鉄道は住民が都市部へ移動するための貴重なライフラインであり、早期復旧の重要性は十分認識していることから、国や沿線の関係市町、事業者、地権者などの関係主体との連携に努めます。

<継続>

(9) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

(回答)

暴力行為の防止を含めた防犯に関する広報・啓発活動に努めます。

また、費用補助等の支援措置については、現在の本町の財政事情等を勘案しますと困難であると考えます。

<継続>

(10) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

(回答)

交通弱者の移動手段として、在宅高齢者等外出支援事業を実施しており、通院、買い物、公共施設への移動を支援しています。

商業施設の開設・運営への支援等については、現在の本町の財政状況等を勘案しますと困難であると考えます。

また、移動販売等については、大阪スマートシティパートナーズフォーラムにおける取り組みとして、一般社団法人コンパクトスマートシティプラットフォーム協議会と提供可能なサービスについて検討しているところです。

令和4年度2月の1ヶ月間、AIオンデマンドバスの実証実験を実施しています。行きたい時間帯に行きたい場所に行くことができるバスで、町内にミーティングポイントを115箇所設置し、住民の方が家から近い場所で、バスに乗ることができるようになっています。

<継続>

(11) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。

(回答)

豊能町の水道事業は、平成31年4月1日に大阪広域水道企業団へ引き継がれていることから、今後も水道施設の適切な維持管理と、老朽施設の順次更新、耐震診断に基づく耐震性の強化などについて、同企業団との連携を強化することで安定した上水の供給に継続して取り組みます。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について (★)

<継続>

① 医療提供体制の強化について

新たな感染症の拡大などの緊急時に耐えうる医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化すること。

(回答)

感染拡大防止に向けた医療提供体制整備は、これまで同様、都道府県が主体となって推進することとされています。新型コロナウイルス感染症患者に対する医療と、他の疾患等の患者に対する必要な医療を両立させるための対策については、今後も引き続き大阪府と

連携し取り組みます。

また、適切に診療及び検査を受けられる体制を構築するため、発熱患者の診療・検査が可能な医療機関を大阪府が指定しています。この医療機関では、発熱等の患者とそれ以外の患者の動線を分け、感染防止対策を講じた上で診療にあたっています。

<継続>

②感染者受け入れ体制の強化について

町民の感染による不安をできるだけ解消し、迅速な支援につながるよう、電話による相談体制を拡充するとともに、変異株の特性を踏まえた感染症の状況や予防方法、感染防止策などの情報を外国人や障がい者などが確実に受け取るができるようにすることを含め、正確な情報伝達を行うこと。

(回答)

感染者受入れ体制の整備は、これまで同様、都道府県が主体となって推進することとされています。本町内には、軽症患者及び無症状患者のための宿泊療養施設はありません。感染拡大防止対策については、今後も引き続き大阪府と連携し取り組みます。

<継続>

③PCR検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実にすること。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。

(回答)

PCR検査は、感染者を見つけることで周辺への感染予防対策を十分に行うことができるという点でメリットがあります。

一方で、感染症患者に対する医療体制強化や軽症者等の受け皿の整備等、検査後の対策との兼ね合いなかでバランスを見ながら実施することが必要だと考えています。

<継続>

④感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っていることから、必要な物資の購入等に対する費用の助成を行うこと。

(回答)

財政部局と連携の上、新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要な物資の購入に対して、費用助成の実施に努めてまいります。また、町商工会等と連携し、指針の作成と適切な運用が行われるよう、体制整備に努めてまいります。

＜継続＞

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、町民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。

（回答）

コロナ禍での住民への行動の呼びかけについては、町ホームページの緊急情報などにより随時周知していますが、緊急事態宣言等の発令時には、さらに町長メッセージを併せて発信しており、今後も継続して情報発信に努めます。

＜補強＞

⑥ワクチン接種体制の強化について

希望者全員が安心してワクチン接種できるよう、大阪府と連携の上接種体制を構築するとともに、単身赴任者や学生など居住地以外での接種を含めた接種記録の管理や他の自治体等の連携の体制を構築すること。また副反応情報などの確実な情報収集と町民に対する正確な情報提供を行うこと。

（回答）

これまでワクチン接種体制の確保については、国の方針に沿って現場としても万全の体制を構築してきたところであり、接種記録の管理を一体的に行うことで居住地以外の接種も可能としており、引き続き確実な情報収集と正確な情報提供に努めてまいります。

＜継続＞

⑦感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言や SNS を利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く町民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く町民に対する啓発活動を行うこと。

（回答）

感染症の発生当初に比べ、感染が拡大し、感染が身近なものになったため、極端な差別的発言などは減少しているものと思われるところです。しかしながら、今後とも町ホームページ等による啓発に努めてまいります。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について（★）

＜継続＞

①新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度につい

ては、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

（回答）

雇用調整助成金特例措置の継続等、新型コロナウイルス感染症に係る助成については、同感染症の影響が沈静化するまで、その財源措置を含めて国に対して要望します。

<継続>

②生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。

（回答）

引き続き大阪府池田子ども家庭センターと連携し、生活困窮状態からの早期脱却に向けた、相談支援員による継続的支援を行います。

町では、新たに設置した福祉相談支援室で事前相談に対応し、他法・他施策の窓口や関係機関と連携し、必要に応じて自立相談事業へつなげます。

また、大阪府池田子ども家庭センターが実施する「豊能町生活困窮者自立支援調整会議」に参画し、生活困窮者の早期発見や適切な支援につなぐことができるよう、関係機関とのネットワークを強化します。

<継続>

③事業所支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

（回答）

町商工会等の関係機関と連携の上、新たな支援制度や補助金の創設などを国に対して求めてまいります。

以上

